

論文名：公平性・中立性の観点に立った年金税制のあり方

氏名：谷内 陽一

要約文（以下に1,080字以内で記入して下さい）

少子高齢化の進展に伴い、公的・私的年金の受給者が増加するとともに、年金給付の金額も増大傾向にあり、マクロ経済下における公私の年金制度の存在感は急速に高まりつつある。こうした中、少子高齢化の更なる進展に備えるという観点から、私的年金とりわけ企業年金の税制優遇を更に図るべしという意見は多い。しかしわが国の年金税制は、特定の制度に加入できる者とそうでない者、勤労世代と高齢退職世代、高額所得高齢者と低所得高齢者、年金受取と一時金受取など、様々な面で公平性・中立性が保たれておらず、まずはこれらの再整備が先決である。

わが国における所得課税を考えるにあたっては、「包括的所得税主義」か「支出税主義」か、または「入口課税」か「出口課税」かという論点がある。包括的所得税主義と支出税主義とを比較すると、運用収益に課税が行われない分だけ支出税主義が有利となるほか、先進諸国でもおおむね支出税主義が支持されている。また後者については、同一課税ベースのもと同一回数分の課税が行われるのであれば、入口課税であろうと出口課税であろうと税制上の効果に差は生じない。

以上を踏まえて、年金税制を拠出・運用・給付という課税局面別に区分して論じる。まず拠出段階だが、企業年金の掛金は、事業主拠出掛金は「給与の後払い」、加入者拠出掛金は「貯蓄」とそれぞれ性質が大きく異なる。企業年金の加入者拠出掛金は個人年金の掛金と同列に扱うことが、企業年金を有する企業のサラリーマンとそれ以外の者との公平性の確保につながる。また垂直的公平性の観点からは、所得控除ではなく税額控除で対応することが望ましい。運用段階における課税は、支出税主義の観点からは当然に否定され、包括的所得税主義からみても徴税技術上消極的にならざるを得ない。特別法人税の凍結解除に際しては、直近の市場金利を反映した現実的な税率を使用するなど、運営の改善が求められる。給付段階では、年金・退職金収入に対する一律的な優遇措置が、結果的に高額所得高齢者層を優遇している形となり、世代間だけでなく高齢者間（世代内）の公平性を著しく阻害している。収入形態を問わず総合課税を徹底し課税ベースを拡大すれば、所得再分配を強化せずとも、担税力のある高額所得者から年齢を問わず応分の負担を適切に求めることができる。税制本来の役割を踏まえた年金税制の再構築が先決である。

以上

